令和５年岬町要綱第１３号

岬町定住促進対策新築住宅取得補助金交付要綱

制定：令和３年４月２日

最終改正：令和５年３月３１日

（総則）

第１条　岬町定住促進対策新築住宅取得補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、岬町補助金等交付規則（平成５年岬町規則第１０号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第２条　この補助金は、少子高齢化が進展し、人口減少が続く本町において、町内に定住する目的で住宅を新築し、又は新築住宅を購入した者に対し、その費用の一部を補助することにより、若年夫婦、子育て世帯の転入を誘引することで定住人口の増加を実現し、地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）定住　本町の住民基本台帳に登録され、かつ、住所地を生活の本拠とすることをいう。

（２）住宅　本町の区域内に存する居住の用に供される一戸建てで、玄関、居室、便所、浴室及び台所等が設置され、利用上の独立性を有している建築物をいう。

（３）新築　新たに住宅を建築すること又は既存住宅に前号の要件を満たす住宅を増築することをいう。

（４）新築住宅　人の居住の用に供したことのない住宅であって、工事完了から１年以内のものをいう。

（５）併用住宅　居住以外の用途にも供される住宅で、居住部分の床面積割合が２分の１以上のものをいう。

（６）住宅の取得　新築又は購入した住宅の所有権保存登記又は移転登記が完了したことをいう。

（７）町外在住者　本町の住民基本台帳に登録されてから３か月未満であり、かつ、その前日から起算して過去３年以上連続して他の市区町村の住民基本台帳に登録されていた者をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、次の各号のすべてに該当する者とする。

（１）自らが居住するために住宅の取得を行い、その住宅に定住している者であること。

（２）満４５歳未満であり、かつ、婚姻又は義務教育終了前の者を扶養し、同居していること。または、同居の配偶者が満４５歳未満であること。

（３）過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

（４）世帯の全員に本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。

（５）世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同法第２条第６号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例（平成２４年岬町条例第１８号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業は、令和５年１月１日から令和６年３月３１日までの間に住宅の新築又は新築住宅の購入により、住宅の取得が行われた事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅の取得にかかる事業は、交付の対象としないものとする。

（１）別荘等一時的に使用する住宅及び賃貸、販売等営利を目的とする住宅

（２）国、大阪府又は町等の制度による他の補助金及び公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅

（３）住宅を共有で取得した場合に、当該住宅に居住する世帯の全員の合算した持ち分が２分の１未満となる住宅

（４）相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得した住宅

（５）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第５項の検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けていない住宅。ただし、都市計画区域外で建築基準法第６条第１項の建築確認が不要な住宅で、一定の品質が確認される以下の①～③のいずれかに該当する住宅を除く。

①　住宅瑕疵担保責任保険（建設業許可を有さないものが加入する住宅瑕疵担保責任任意保険を含む）へ加入した住宅

②　建設住宅性能表示を利用する住宅

③　住宅瑕疵担保責任保険法人により保険と同等の検査が実施された住宅

３　前２項の住宅には併用住宅を含むものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の交付額は、１００，０００円とし、補助対象者が町外在住者の場合又は義務教育終了前の者を扶養している場合は５０，０００円を加算した額とする。

（補助金の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅を取得した日から９０日以内（以下「申請期限」という。）に岬町定住促進対策新築住宅取得補助金交付申請書（様式第１号）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し

（２）建物の登記事項証明書の写し

（３）住宅の平面図（建築確認又は工事請負契約書の付属図書）の写し

（４）住宅の検査済証の写し（第５条第２項第５号ただし書を適用する場合はそれを証する書類の写し）

（５）同意書（様式第２号）

（６）誓約書（様式第３号）

（７）転入前の３年間連続して他の市区町村に居住していたことが確認できる書類（戸籍の附票の写しなど）（町外在住者の加算を受ける場合）

（８）その他町長が必要と認める書類

（補助金の決定）

第８条　町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岬町定住促進対策新築住宅取得補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、岬町定住促進対策新築住宅取得補助金不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、岬町定住促進対策新築住宅取得補助金請求書（様式第６号）により補助金を町長に請求するものとする。

２　町長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第１０条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（１）虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。

（２）正当な事由がなく、補助金の交付を受けた日から５年以内に転出し、又は当該住宅を譲渡、交換、貸付、取壊したとき。

（個人情報の保護）

第１１条　本事業にあたっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、岬町個人情報保護条例（平成１２年岬町条例第２８号）及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日より適用する。

（要綱の失効等）

２　この要綱は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

（１）申請期限内に、この要綱の規定によりなされた補助金の手続き。

（２）この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続き。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日より施行する。

（要綱の失効等）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

（１）申請期限内に、この要綱の規定によりなされた補助金の手続き。

（２）この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続き。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日より施行する。

（要綱の失効等）

２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

（１）申請期限内に、この要綱の規定によりなされた補助金の手続き。

（２）この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続き。